

# 保健師・助産師・看護師・准看護師の 業務従事者届について

## ▶ 業務従事者届とは

保健師助産師看護師法第33条の規定により、業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、2年毎の12月31日現在の就業状況を、当該年の翌年1月15日までに、就業地の都道府県に届け出ることが義務付けられています。今年は、看護職員業務従事者の届出年度です。

## ▶ 届出義務者

保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を有し、令和6年12月31日現在、当該免許に係る業務に従事している方です。なお、産前産後休暇、育児休業中等により直接業務に従事していない方でも、就業先に属していれば届出が必要です。

## ▶ 届出期限

**令和7年1月15日（水）まで**に行ってください。

可能な限り  
オンライン届出に  
ご協力をお願い  
します！



## ▶ 届出方法について

届出方法は、①オンラインでの届出と②届出用紙を利用した届出の2種類あります。いずれかの方法により、**1人につき1回**届出を行ってください。

### オンラインによる届出



令和4年度の看護職員業務従事者届から、厚生労働省の「医療従事者届出システム」を利用したオンライン届出が可能となっています。

パソコン、スマートフォンから厚生労働省専用サイトにアクセスし、届出を行うことができます。簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

#### ▶ オンラインでの手続きの詳細は、厚生労働省HPをご確認ください

厚生労働省 従事者届

検索

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html)

#### 【オンライン届出のメリット】

- 医療従事者本人にとってのメリット
  - ・次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
  - ・自分の届出内容をいつでも閲覧できます。
- 事務担当者の方にとってのメリット
  - ・紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
  - ・専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。



### 届出用紙による届出

各保健所にて配布、または山口県HPよりダウンロードした届出用紙へ記入し、**就業地を管轄する健康福祉センター(保健所)**に提出してください。